

東清水線新設工事事業 環境影響評価書に対する知事意見

【全般的事項】

1. 検討過程の根拠に基づく十分な説明

選定したルートや環境保全措置が、環境に及ぼす影響をできる限り小さくした計画であることを、回避・最小化・代償の選定の考え方を示した上で、補正評価書に記載すること。

なお、事業により想定される影響と、環境保全措置を行うことにより期待される効果については、根拠の確度に応じた具体的で分かりやすい記載とすること。

【個別事項】

(土地の安定性)

2. 正確な情報に基づくルートゾーン選定根拠の説明

最善のルートゾーンを選定したことがわかる根拠について、地すべり地形や急傾斜地等を正確に反映した図面をもとに、わかりやすく説明すること。

(植物)

3. 具体的な緑化方法の記載

緑化場所ごとの具体的な緑化方法を、補正評価書に記載すること。

4. 希少植物種に対する環境保全措置の再検討

キバナノショウキランは、周辺環境が改変され、共生する地下菌類が変化すると生育ができなくなり、消滅が危惧されるため、移植に当たっては、専門家に確認した上で、具体的な方法を検討すること。

(動物)

5. 希少猛禽類に対する環境保全措置の追加検討

クマタカに対する影響を最小化するため、次の環境保全措置を追加検討すること。

① ディスプレイフライト(求愛)の期間も考慮した工事の縮小期間の拡大

② コンディショニング(馴化)の効果を確認しながらの工事の実施

また、代償としての人工巣の設置も含め、各保全措置の想定される効果を、補正評価書で丁寧に説明すること。

6. 希少両生類に対する環境保全措置の追加

生活史の異なる希少両生類が事業区域内で確認されているため、生活史の違いを踏まえた環境保全措置を検討し、補正評価書に記載すること。

(動物、植物)

7. 動植物に対する発生土置き場設置に係る影響評価の実施

発生土量が少量でも、置き場によっては希少動植物に大きな影響を与えるおそれがある。このため、発生土置き場が動植物に与える影響について環境影響評価を行い、必要な環境保全措置について補正評価書に記載すること。

(景観・風景)

8. 天候や季節を考慮した環境影響評価の実施等

鉄塔等が景観に及ぼす影響について、より高い精度で再現したフォトモンタージュを用い、天候や季節の違いも考慮して予測・評価を行った上で保全措置を検討し、十分な保全措置となっていることがわかるよう、補正評価書に記載すること。

(廃棄物・発生土)

9. 発生土の分析と性状を考慮した利用計画の記載

鉄塔基礎工事に伴う岩砕を含む発生土について、仮置き開始時、工事終了時及び埋め戻し前に分析を行い、土壌の環境基準に適合しないものは処分又は不溶化等した上で利用すること。

また、発生土の利用にあたっては、掘削深度における性状を考慮した、具体的な利用計画（発生場所及び量を含む。）を補正評価書に記載すること。